

再犯防止推進計画における薬物依存症者の地域支援を推進するための政策研究

研究代表者 松本 俊彦

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長

研究要旨：

【目的】 本研究班の目的は以下の2つの課題を解決することで、再犯防止推進法制定下の薬物依存症者地域支援体制の構築に資することである。その課題とは、1つは、薬物依存症支援に係る中長期的予後の実態を把握することであり、もう1つは、初期介入からリハビリ期間を経て社会復帰に至るまでの、回復ステージに応じた切れ目のない支援体制を構築することである。

【方法】 本研究は、以下の6つの分担研究課題から構成される。1) 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」(研究分担者: 松本俊彦)、2) 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」(研究分担者: 嶋根卓也)、3) 「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」(研究分担者: 白川教人)、4) 「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」(研究分担者: 森田展彰)、5) 「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」(研究分担者: 引土絵未)、6) 「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」(研究分担者: 高橋康史)。

【結果】 薬物問題を抱える保護観察対象者のコホート調査(VBP)は、順調に対象者と調査実施エリアを拡大しており、今年度、20箇所の精神保健福祉センターの管轄エリアで実施されるまでになり、VBPを通じて、国内各地に、精神保健福祉センターを起点とした薬物依存症者地域支援体制が構築されつつあることが確認された。「ダルク追っかけ調査」は、現在までに計457名から同意を再取得し、薬物依存症者を対象とする縦断研究としては国内最大規模を維持している。精神保健福祉センターの調査からは、薬物依存症の相談件数の増加、薬物依存症回復プログラムの普及が確認されるとともに、精神保健福祉センター主催の生活保護担当者研修を通じて、支援力の向上、ならびに薬物依存症者に対する忌避的感情の低減が進みつつあることが明らかにされた。更生保護施設における調査からは、「刑の一部執行猶予制度」が対象者に好ましい意識変容を及ぼしている可能性、さらにはSMARPP実施を通じて職員の意識改革が起こっている実態が明らかにされた。民間回復施設の就労支援に関する調査からは、テキストやワークブックなどによる構造的な就労支援プログラム開発の必要性と財政基盤の確保という課題が明らかにされた。地域生活定着支援センター利用者の調査からは、薬物依存症に局限しない包括的・総合的支援の必要性、ならびに保護観察対象者に対するSMARPPの好ましい機能が明らかにされた。

【結論】 コロナ禍による計画変更が一部あったものの、研究班活動は全体として順調に進捗している。最終年度に当たる次年度、本研究班では、さらに調査を進めてエビデンスを創出することはもちろん、研究活動そのものや、研究の一環として実施される研修会や意見交換会を通じて、薬物依存症者の地域支援体制の構築を推進する予定である。

研究分担者

嶋根 卓也 (国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
心理社会研究室長)

白川 教人 (横浜市こころの健康相談センター
センター長)

森田 展彰 (筑波大学大学院人間総合科学研究
科 ヒューマン・ケア科学専攻 准
教授)

引土 絵未 (国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
客員研究員)

高橋 康史 (名古屋市立大学大学院 人間文化研
究科 講師)

薬物依存症者の転帰情報など、対策の企画立案にあたって参照できる基礎的データも存在しない状況である。すでに2015年11月19日には「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(法務省保護局・矯正局、厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部)が発出されており、その基本方針として、薬物依存者に対する支援を刑事施設や保護観察所又は医療機関いずれかの単一の機関に委ねるのではなく、相互に連携し、それぞれが有する責任、機能又は役割に応じた支援を、切れ目なく(シームレスに)実施するよう努めること、さらには、民間支援団体との連携体制構築の重要性が示されている。

すでに研究代表者は、平成28～30年度の厚生労働科学研究において、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の課題、ならびに各論部分に関する補強的提言を行っているが、その提言を地域に根づかせていくためには、さらに克服すべき課題が山積している。具体的には、薬物問題を抱える人たちの中長期的な転帰に影響を与える要因を明らかにし、リハビリから社会参加までの支援のあり方、あるいは、更生保護施設に対する地域側からの支援、さらには、地域における薬物依存症者支援を、当事者の視点から明らかにする必要がある。

そこで本研究は以下の2つを目的とする。1つは、薬物依存症支援に係る中長期的予後の実態を把握することであり、もう1つは、初期介入からリハビリ期間を経て社会復帰に至るまでの、回復ステージに応じた切れ目のない支援体制を構築することである。

B. 研究方法

本研究は、以下の6つの分担研究課題から構成される。

A. 研究の背景と目的

これまでわが国の薬物問題対策は「供給の断絶」(規制・取り締まりの強化)に偏り、「需要の低減」(依存症の治療・回復支援)には多くの課題がある状況で推移してきた。

こうしたなかで、平成28年6月には「刑の一部の執行猶予制度」が施行され、これを機に、関係機関や団体が緊密に連携した、地域における薬物依存症者支援の必要性が高まった。さらに、平成28年12月には再犯防止推進法が制定され、これにもとづき、平成29年12月には、犯罪対策閣僚会議において自治体の「再犯防止推進計画策定」の努力義務化などが定められ、地域に薬物依存症者の支援体制を構築することは、もはや努力目標ではなく、国や自治体の義務となった。いまや、保護観察から切れ目のない地域における支援の実現に向けて、地域の関係機関や民間支援団体の連携をより緊密とし、必要な支援を提供できる体制を確立することは、わが国喫緊の課題といえるであろう。

しかし、いまだ地域の医療機関や相談支援機関の側には薬物依存症者支援の経験が乏しく、

1. 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」(研究分担者: 松本俊彦)
2. 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」(研究分担者: 嶋根卓也)
3. 「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」(研究分担者: 白川教人)
4. 「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」(研究分担者: 森田展彰)
5. 「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」(研究分担者: 引土絵未)
6. 「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」(研究分担者: 高橋康史)

以下に、各分担課題の具体的な研究方法を述べる。

1. 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」(研究分担者: 松本俊彦)

本分担研究の目的は、保護観察の対象となった薬物事犯者の転帰を明らかにし、転帰に影響する要因を明らかにするとともに、保護観察から地域支援への橋渡しをするシステムの構築である。

この目的を達成するために、すでに分担研究者らは、2017年12月より保護観察所と精神保健福祉センターなどの地域支援機関との橋渡しをしながら、保護観察の対象となった薬物事犯者の長期転帰を調査する、「Voice Bridges Project: 「声」の架け橋プロジェクト」(以下VBP)を立ち上げ、今年度初頭時点で17の精神保健福祉センター管轄エリアで実施中であった。

こうしたなかで今年度は2つの研究を実施した。

研究 1: 引き続き VBP を継続し、保護観察対象者コホート調査データの間中解析を行い、保護観察開始以降の薬物再使用状況、生活状況(就労、住居など)、回復プログラム参加状況、困りごと・悩みごとや相談相手の変化に関する量的な解析を行った。なお、法務省保護局観察課から調査実施地域における全薬物事犯保護観察対象者のデータの提供を受け、調査に参加した者としなかった者の特徴(性別、年齢、保護観察の種類、保護観察終了時の転帰)を比較し、VBP 参加者の偏りについても明らかにした。

研究 2: 今年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な感染拡大により、地域における薬物依存症支援体制のあり方を改めて見直すことを余儀なくされたことを受け、急遽、COVID-19による地域の薬物依存症支援体制への影響に関する質的研究を追加実施した。具体的には、対象地域の精神保健福祉センターを対象に質問紙を用いたヒアリング調査を行い、COVID-19の流行に伴う対象者の変化や各機関との連携体制の変化に関する質的情報を収集・整理した。

2. 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」(研究分担者: 嶋根卓也)

本分担研究の目的は、民間支援団体利用者の予後と支援の課題を明らかにすることである。具体的には、ダルクの利用期間によって対象者を分類し、新規利用群と継続利用群を比較し、アブステナンス(断酒・断薬)の状況を含めた予後を検討するとともに、覚醒剤症例における自助グループへの参加とアブステナンスとの関係を明らかにした。さらに今年度は、新型コロナウイルス感染拡大がダルク等の民間支援団体に与える影響を明らかにし、支援の課題を明らかにすることを目的に加え、研究活動を展開した。

上述の目的を達成するために、今年度、以下の3つの研究を実施した。

研究1: コホート全体からベースライン時に入所者の薬物依存症者あるいはアルコール依存症者を抽出し、ダルク利用期間に基づき、ベースライン調査から12ヶ月以内にダルクにつながった新規利用群(194名)と13ヶ月以上の継続利用群(333名)に分類し、ベースライン情報や予後について検討した。

研究2: 覚醒剤を主たる薬物とする301名を分析対象とし、自助グループの参加頻度とアブステナンス(断薬)との関係を調べた。

研究3: ダルク意見交換会(オンライン)を開催し、COVID-19がダルクの活動や利用者の回復に与える影響(ネガティブ、ポジティブの両面)を検討した。

3. 「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」(研究分担者: 白川教人)

本分担研究の目的は、薬物依存症者に対する地域支援体制の普及・均てんを行うとともに、国内における地域支援体制拡充状況の進捗をモニタリングすることにある。この目的を達成するために、今年度、以下の3つの研究を実施した。

研究1: 「生活保護担当ワーカー向け薬物依存症対応基礎研修テキスト」を用いて市区町村生活保護担当ケースワーカーに研修を実施した。この研修会は、研修実施者に薬物依存症の当事者が加わり、回復に関する実体験を語るという内容を盛り込むことを必須とした。研修前・中・直後・6か月後に自記式アンケート(J-DDPPQ: 薬物依存症の支援従事者の態度を測定する心理尺度)と研修前・直後に12の質問、研修直後に感想の自由記述を用いて研修効果を測定した。

研究2: 全国精神保健福祉センター長会のメーリングリストを介して調査票を送付し、各精

神保健福祉センターより1) 薬物依存症の相談件数 2) 指定相談機関の選定状況 3) 治療・回復プログラムの実施状況 4) 新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報収集を行った。

研究3: 全国の依存症専門医療機関に郵送によるアンケート調査を実施し、1) 薬物依存症の受診者数 2) 治療プログラムの実施状況 3) 連携状況に関する情報収集を行った。

4. 「更生保護施設における薬物依存症者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」(研究分担者: 森田展彰)

本分担研究の目的は、更生保護施設における薬物依存症支援の課題、刑の一部執行猶予制度による施設内部、ならびに地域関係機関との連携状況への影響を明らかにし、更生保護施設を中心とした連携モデルを提案することにある。

この目的を達成するために、今年度、以下の3つの研究を実施した。

研究1: 更生保護施設入所者を対象とした縦断的なアンケート調査を実施し、入所時・退所時・退所後の3時点における薬物問題に対する行動変容の状況や動機付け水準の変化、ならびに、精神健康、心理社会的な適応状態の変化、回復に対する有効性を検討した。併せて、刑の一部執行猶予制度の影響、提供された支援内容、地域の関係機関との連携の状況、そして、それらが施設利用者にも与えた影響に関する情報収集も行った。

研究2: 国内の複数箇所において、更生保護施設・保護観察所、医療保健福祉機関、ダルクやマックの援助者を集めた意見交換会を開催し、連携や研修のためのガイドライン案について検討を行った。

研究3: 更生保護施設の利用者および支援者を対象としたインタビュー調査を実施し、収集したナラティブの質的分析を通じて、更生保護施設における具体的な支援やその効果について検討を行った。

5. 「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」(研究分担者: 引土絵未)

すでに先行研究により、依存症治療の成功要因の一つが有益な雇用であることが明らかにされており、今日、海外では、依存症治療と職業訓練の統合が目指されている。しかし残念ながら、わが国では、依存症者に対する就労支援は支援者の個人的な努力に大きく依拠しており、いまだ構造化された支援内容も確立されていない現状にある。

そこで、本分担研究では、地域の民間依存症回復支援施設等における就労支援に焦点をあて、民間依存症回復支援施設等における薬物依存症者の就労支援の実態と課題を明らかにするとともに、実際に行われた支援の好事例を収集することを目的とした。この目的を達成するために、すでに昨年度、民間依存症回復支援施設ダルクを対象としたインタビュー調査および先駆的事例として海外の知見を収集するヒアリング調査を実施している。

研究班2年目にあたる今年度は、アルコール依存症を主な対象としつつも薬物依存症の受け入れ実績のある民間依存症回復支援団体3施設に対してインタビュー調査を実施し、就労支援に関する実態調査を行い、昨年度収集したインタビューデータとともに質的分析を行った。

6. 「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」(研究分担者: 高橋康史)

2010年より地域生活定着支援事業(現・地域生活定着促進事業)が開始され、医療・福祉的ニーズをもつ矯正施設等入所者が、矯正施設等出所後、ただちに保健・医療・福祉につながる仕組みが整備されてきた。しかしながら、このような司法と福祉の連携を促進する支援が、はたして薬物依存症を抱える当事者のニーズ

に合致したものなのか、さらには、支援を受けた当事者がいかにして生活を再建しているのか、といった点の検証は不十分である。

そこで、本分担研究は、司法と福祉の連携による地域支援が、薬物依存症の当事者にいかなる影響を与え、薬物依存症からの回復過程においていかなる機能をはたしているのかを明らかにし、ポジティブ/ストレングスな視点から薬物依存症者の回復モデルの試案を提言することを目的に設定した。

この目的を達成するために、今年度は3つの研究を実施した。

研究1: 地域生活定着支援センターによる支援を受けた薬物依存症者を対象として、矯正施設等出所後の転帰に関するインタビュー調査を実施した。

研究2: 保護観察所の薬物処遇プログラムにかかわる看護師を対象として、司法領域における薬物依存症者とのかかわりの実際と課題に関するインタビュー調査を行った。

研究3: 昨年度実施したグループ・インタビューを実施した24名の薬物依存症者(ピア・サポートから始まった民間施設の利用者)に対して、追加インタビュー調査を行い、その「語り」の構造を解析した。また、薬物依存症から回復した後に支援者となった6名に対してもインタビュー調査もを行い、それらのナラティブを検討した。

C. 研究結果

1. 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」(研究分担者: 松本俊彦)

研究1: 「保護観察対象者コホート調査」では、今年度新たに愛知県、北海道、島根県の3カ所の精神保健福祉センターがVBPに参加し、令和2年11月末までに、20の精神保健福祉セ

ンターから計 508 名の保護観察対象者が調査に参加している。1 年後追跡完了者は 173 名、2 年後の追跡完了者は 83 名、3 年後の追跡完了者は 11 名であった(追跡率は 1 年後 78.6%、2 年後 80.6%、3 年後 64.7%)。追跡中の各調査期間における違法薬物再使用率は、3 か月後では 2.0%、3~6 か月のインターバルでは 3.6%、6~9 か月では 2.8%、9 か月~1 年では 3.5%、1 年 6 か月~2 年では 2.4%、2 年 6 か月~3 年では 18.2%であった。 Kaplan-Meier 解析を実施したところ、約 1 年経過後の累積断薬継続率は約 90%、2 年経過後の累積断薬継続率も約 90%であった。なお、法務省保護局観察課から提供されたデータを分析した結果、調査実施地域における薬物事犯保護観察対象における本調査同意率は 10.4%であることが明らかになった。

研究 2: VBP に参加する精神保健福祉センターを対象としたアンケート調査から、新型コロナウイルス感染拡大とその防止対策に伴い、保護観察所集団処遇プログラムの中止や自助グループの活動停止が各地で起こったことが確認された。精神保健福祉センターにおいても、再乱用防止プログラムや対面個別相談、依存症家族教室、ケア会議の中止となり、地域における薬物依存症支援体制が脆弱になっていたことが明らかにされた。同様の影響は VBP 本体にもあり、保護観察所の集団処遇プログラム中止に伴って対象者リクルートが不活性化するとともに、精神保健福祉センターにおける初回調査面接・対面による同意取得が滞った。そうしたなかで、VBP におけるフォローアップ時の電話による情報収集が、コロナ禍の続く現状ではそれ自体が支援実践としての機能をはたした。なお、この研究 2 の結果を受けて、今年度、やむを得ない事由により面接調査が実施できない場合に限り、電話による研究説明を行って口頭同意を得た上で、後日郵送手続きを用い

て正式な同意取得を行えるように、VBP の研究計画を微修正した。

2. 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」(研究分担者: 嶋根卓也)

研究 1: 今年度、6 回目のフォローアップ調査(3 年 6 ヶ月時点)において 455 名(40 施設)の予後を追跡することができた。そのデータの解析から、新規利用群(12 ヶ月以内)は、継続利用群(13 ヶ月以上)に比べて、覚醒剤症例が多く、危険ドラッグ症例が少なく、最終学歴が高卒以上の割合が高く、生活保護の受給割合が低く、就労していない割合が高く、薬物事犯による受刑歴を有する割合が高いという特徴がみられた。新規利用群の累積アブステナンス率(薬物)は、FU1(80.9%)、FU2(66.0%)、FU3(56.7%)、FU4(52.6%)であった。

研究 2: コホートデータから覚醒剤を主たる薬物とする 301 名を抽出し、分析した結果、覚醒剤症例では、アブステナンスのオッズ比は自助グループ不参加群に比して参加群において高く、さらに、自助グループ参加頻度との間に量-反応関係が認められることが確認された。

研究 3: ダルク意見交換会(オンライン)での聞き取り調査から、COVID-19 が、プログラムやミーティングの制限、メンバーのストレス増加、再使用や退所者の増加などのネガティブな影響が出ていることが明らかになった。しかしその一方で、「オンラインミーティングを導入した」「生活にゆとりができた」「プログラムに集中できた」「新たなプログラムを始めた」などのポジティブな影響もみられた。

3. 「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」(研究分担者: 白川教人)

研究 1: 昨年度実施した 3 回の研修受講者を対象として研修後追跡調査を行ったところ、6

ヶ月後においても、研修実施直後にみられた J-DDPPQ (The Japanese version of the Drug and Drug Problems Perception Questionnaire: 日本語版薬物と薬物関連問題に対する態度尺度) 得点上の効果が維持されていることが確認された。受講者のなかには、研修後、実際に薬物依存症者の支援にあたったものがおり、さらに一部は DARC との連携する機会を得ていたが、支援経験の有無だけでは J-DDPPQ に変化はなかったが、DARC との連携の機会を持った者は J-DDPPQ の知識とスキル及び仕事満足と自信の項目が有意に上昇していることが明らかにされた。

研究 2: 全国の精神保健福祉センター69 箇所に対するアンケート調査から、精神保健福祉センターにおける薬物相談件数は平均 145.2 件であり、平成 27 年度から一貫して増加傾向にあることが確認された (参考: 平成 27 年度…77.3 件、平成 28 年度…90.1 件、平成 29 年度…98.2 件、平成 30 年度が 126.8 件)。また、薬物依存症回復プログラムを実施している精神保健福祉センターは 47 箇所 (68.1%) であり、家族教室などの家族向けプログラムを実施しているセンターは 49 箇所 (71.0%) であった。なお、COVID-19 による精神保健福祉センター依存症事業への影響については、個別相談事業では 44 センター (63.8%) が、当事者向け回復プログラムでは 47 センター (77.0%) が、家族教室では 53 センター (85.5%) が中止や延期を余儀なくされていたが、一部でオンラインを活用した支援を提供したセンターもあった。

研究 3: 昨年度の依存症専門医療機関 28 箇所を対象とした調査では、SMARPP 類似の依存症集団療法の実施率は 77.8%、薬物依存症者家族プログラムの実施率 55.6%という結果が得られている。今年度の調査結果は現時点で回収作業継続中である。

4. 「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」 (研究分担者: 森田展彰)

研究 1: 全国の更生保護施設利用者を対象とした縦断調査では、2020 年 12 月末時点で入所時アンケート 235 事例、退所時アンケート 96 事例、退所後 3 ヶ月後アンケート 20 事例のデータを収集している。現在もデータ収集作業が継続しているが、中間解析では、「刑の一部執行猶予制度」の対象者は、制度の非対象者に比べて、施設入所時点における薬物問題に取り組む意識が高く、更生保護施設退所後も継続的な社会資源の利用を考えている人の割合が多い可能性が示唆された。

研究 2: 今年度は、COVID-19 感染拡大防止の観点から、地域の関連機関との意見交換会の開催を見送らざるを得ず、昨年度までの意見交換会の所見から更生保護施設を中心とした連携を進める上での要点を整理することとまった。なお、これまでに実施した意見交換会や好事例視察を通じて、更生保護施設における薬物問題への対応は、SMARPP の導入を契機に、従来のともすれば指導・教育といった教条的なスタンスから、「正直に話せる関係性を築く」スタンスへと移行しつつあることが確認されている。

研究 3: 更生保護施設の利用者およびスタッフへのインタビュー調査による質的分析では、本年度は、TEA (複線経路・等至性アプローチ) という分析方法による 1 事例の分析を行った。スタッフの個別的で柔軟な対応が重大な要因となり、利用者が従来つまづいていた就労の継続に成功し、職員との関係形成における困難を乗り越えて自己の内省を深めることができた。

5. 「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」 (研究分担者: 引土絵実)

質的データ分析ソフト MAXQDA (Qualitative Data Analysis) を用いてインタ

ビューデータの分析を行なった結果、2つの大カテゴリー（支援内容、就労支援の取り組み）と11のカテゴリー（支援目標、支援体制、支援に対する態度、長期化するメンバーへの対応、地域連携、自己開示について、雇用の創出、雇用機関への働きかけ、就労後のフォローアップ、プログラム内容、就労支援の課題）が生成された。そして、薬物依存症者に対する就労支援の中心概念として、「回復支援プログラムを中心とした就労支援」「回復者スタッフと専門職スタッフの協働」「他機関に相談する（受ける）」「就労後のフォローアップ体制」といったものが抽出された。

以上より、依存症特性に配慮した連携については、支援者個人や機関の価値観や経験に依拠するものではなく、確立された資源としてテキストやワークブックの開発を通して、就労支援従事者と依存症支援者の相互理解を深めていく必要があること、さらには、そのようなテキストやワークブックを通じて、当事者や家族が就労について理解を深める機会を得られるようにする必要があることが示唆された。なお、課題としては、現時点では、薬物依存症者の就労継続を支援する財源は確保されておらず、この領域への財源投入の必要性も明らかにされた。

6. 「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」 （研究分担者：高橋康史）

研究 1: 地域生活定着支援センターによる支援を受けた薬物依存症者を対象として、支援の転帰に関してインタビュー調査を実施し、そのインタビューデータを SCAT（Steps for Coding and Theorization）の手法で分析した。その結果、薬物依存症に特化した支援ではなく、障害者総合支援法にもとづく包括的・総合的な支援を受けることの重要性が示唆された。

研究 2: 保護観察所で薬物処遇プログラムを提供する看護師のインタビュー調査から、SMARPP には、単に薬物依存症からの回復を促すだけでなく、そのプログラムを提供する場が司法的処遇から地域社会へ移行するための「居場所」として機能している可能性が示唆された。

研究 3: 薬物依存症から回復し、支援者になった者6名のインタビュー調査データを、昨年度実施した24名の薬物依存症者に対するインタビュー調査データとともに、MAXqda を用いて実証的に解析した。その結果、当事者から支援者へと役割替えることが、ポジティブ/ストレンジな視点からみた回復経路の1つとなりうる可能性が示唆された。

D. 考察

本研究班では、①すでに実施してきた保護観察所および民間支援団体における薬物依存症者コホート研究をさらに継続・拡大し、②地域保健福祉機関および自治体関係者の薬物依存症者に対する支援力を高めるべく、実態調査と研修を実施した。また、③更生保護施設の支援の実態を明らかにすべく調査を実施し、④民間回復施設における就労支援の実態と課題を検討した。さらに、地域生活定着支援センターを利用する薬物依存症当事者に対するインタビューを実施し、当事者の視点から見た地域支援の効果と課題を検討した。

その結果、薬物問題を抱える保護観察対象者のコホート調査（VBP）は、順調に対象者と調査実施エリアを拡大しており、VBPを通じて、精神保健福祉センターを起点とした、保護観察対象者の地域支援体制を国内各地に構築されつつある。今後も対象者と調査実施エリアの拡大に努め、国内の多くの地域に「声の架け橋（voice-bridges）」を作っていく予定である。

「ダルク追っかけ調査」においては、薬物依存症者を対象とする縦断研究としては、現時点では国内随一の規模を誇り、そのデータから、今年度は覚せい剤依存症者の断薬継続と自助グループ参加頻度との正の相関関係が明らかにされた。このコホート研究では、対象者を最長5年間追跡する計画であり、今後も臨床的・行政的・学術的に意義の高いエビデンスを多数創出することが期待されている。

また、自治体の生活保護担当者の支援技術向上を目的とした研修の効果については、すでに昨年度、支援力の向上、ならびに薬物依存症者に対する忌避的感情の低減に資することが確認されていたが、今年度、その効果は研修終了6ヶ月後も維持されていることが確認された。今後、本研修プログラムのパッケージ化と全国への普及を促進し、生活保護担当ケースワーカーに対する継続的な支援技術の向上を目指す計画である。また、精神保健福祉センターにおけるSMARPP等の回復プログラム、家族プログラムの普及率は7割に達し、数年前とは明らかに隔世の感があるが、今後も進捗をモニタリングしつつ、普及・均てん化に努め、国内の隅々までの支援ネットワーク構築に貢献したいと考えている。

更生保護施設利用者の縦断調査、ならびに施設職員へのインタビュー調査からは、刑の一部執行猶予制度が対象者の問題意識に好ましい影響を与えており、施設退所後も社会資源の利用可能性を高めている可能性が示唆された。また、更生保護施設でのSMARPP実施により、職員の意識が、従来の「指導・教育」重視のスタンスから、「安心・安全の関係性」重視のスタンスへと移行していることも確認された。これまで地域精神保健福祉の分野では光が当たらなかった更生保護施設をフィールドにした研究活動は、それ自身が施設職員の意識や文化に好ましい影響を与え、ひいては利用者の再犯防止に資するものと考えている。

民間回復施設の就労支援に関する調査からは、今年度は、テキストやワークブックを開発し、個人の尽力によらない構造化された就労支援開の必要性が明らかになり、また、薬物依存症者の就労支援を可能なら占める財源確保の必要性も確認された。今後、依存症から依存症回復支援の1つの「出口」として就労の意義をさらに声を大にして主張していく必要がある。

地域生活定着支援センターを利用した薬物依存症者の調査からは、薬物依存症に特化した支援よりも、障害者総合支援法にもとづく包括的・総合的な支援の重要性が示唆された。また、保護観察所の薬物処遇プログラム実施者のインタビュー調査からは、SMARPPが、対象者が司法的処遇から地域社会へ移行するための「居場所」として機能している可能性が示唆された。

最終年度に当たる次年度、本研究班では、さらに調査を進めてエビデンスを創出することはもちろん、研究活動そのものや、研究の一環として実施される研修会や意見交換会を通じて、薬物依存症者の地域支援体制の構築を推進する予定である。その意味で、本研究班の研究活動全体が、地域を耕し、支援者を育てるアクション・リサーチとしての機能を持っている。

最終的には、本研究班の成果によって、自治体、医療機関、保護観察所、更生保護施設、民間支援団体による、薬物依存症者の地域支援にかかる連携体制が確立し、薬物依存を有する者への長期にわたる、切れ目のない地域回復支援体制が構築する予定である。その活動は、ごく近い将来、薬物依存症者支援を通じて国民の健康増進に資するだけでなく、薬物依存症者の再犯防止につながることで社会安全維持にも貢献し、さらには、近い将来行われるであろう、「刑の一部執行猶予制度」の見直しにも資する基礎資料として高い価値を持つと期待している。

E. 結論

本研究班では、今年度、①すでに実施してきた保護観察所および民間支援団体における薬物依存症者コホート研究をさらに継続・拡大し、②地域保健福祉機関および自治体関係者の薬物依存症者に対する支援力を高めるべく、実態調査と研修を実施した。また、③更生保護施設の支援の実態を明らかにすべく調査を実施し、④民間回復施設における就労支援の実態と課題を検討した。さらに、⑤地域生活定着支援センターを利用者調査からは、司法領域から地域支援に移行する際の課題を整理した。最終年度に当たる次年度、本研究班では、さらに調査を進めてエビデンスを創出することはもちろん、研究活動そのものや、研究の一環として実施される研修会や意見交換会を通じて、薬物依存症者の地域支援体制の構築を推進する予定である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

各分担報告書巻末に記載の通り。

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし